四の二　前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ～ホ　［略］

五　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一～三　［略］

四　火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

五～十四　［略］

十五　火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

十六　火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条　地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～三　［略］

四　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。

五～八　［略］

四の二　前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからヘまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ～ホ　［略］

五　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一～三　［略］

四　入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五～十四　［略］

十五　火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。

十六　火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

（地中式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十五条　地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～三　［略］

四　火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口にはそれぞれ錠（なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五～八　［略］

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条　地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

［削る］

一の二　［略］

二～四　［略］

2　［略］

第六十七条　火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

［削る］

［削る］

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条　地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

一の二　入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ二ミリメートル以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

一の三　［略］

二～四　［略］

2　［略］

第六十七条　火薬類の廃棄については、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発又は焼却すること。ただし、硝酸塩、過塩素酸塩等の水溶性成分を主とする火薬又は爆薬（硝酸エステル又はニトロ基を三以上含むニトロ化合物を含有するものを除く。）にあつては、安全な水溶液とした後、多量の水中に流し、又は地中に埋めることができる。

二　凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は五百グラム以下を順次に爆発処理すること。

三　工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理すること。